4　競争に参加する者に必要な資格
（建設工事）
次の①から⑥までに掲げる者でないこと。ただし、１（建設工事）⑮「その他工事」のうち建設業法上の許可を必要としないもののみにつき一般競争（指名競争）に参加する者(以下「その他工事参加者等」という。)については、①から④まで及び⑥に掲げる者でないこと。
①　契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ていない者又は暴力団若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者
②　一定の不誠実な行為により当機構から取引停止措置を受け、その後２年間を経過していない者
③　経営状態が著しく不健全であると認められる者
④　申請書若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑤　建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23第２項に規定する経営事項審査（定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請にあっては経営事項審査の告示第一の一の２に規定する審査基準日が令和３年６月16日以降のもの、随時の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請に当たっては経営事項審査の告示第一の一の２に規定する審査基準日が申請をする日の１年７月前の日より後のものに限る。)を受けていない者
⑥　経常建設共同企業体で、その構成員に①から⑤まで（その他工事参加者等については、①から④まで）に該当する者を含む者
（建設コンサルタント等業務）
次の①から⑤までに掲げる者でないこと。
①　契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ていない者又は暴力団若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者
②　一定の不誠実な行為により当機構から取引停止措置を受け、その後２年間を経過していない者
③　経営状態が著しく不健全であると認められる者
④　申請書若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑤　営業に関し法律上必要な資格を有しない者
（物品購入等）
次の①から⑤までに掲げる者でないこと。
①　契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ていない者又は暴力団若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者
②　一定の不誠実な行為により当機構から取引停止措置を受け、その後２年間を経過していない者
③　経営状態が著しく不健全であると認められる者
④　申請書又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑤　法律上の許可等を必要とする営業種目について、必要な許可等を受けていない者

5　競争参加者の資格審査
（建設工事）
４に定める資格を有しない者については、一般競争（指名競争）参加資格がないと認定する。前者以外の者については、⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目（その他工事参加者等については、これに準ずる項目）及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与し、希望工事種別（一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請に係る一般競争（指名競争）に参加を希望する工事種別をいう。以下同じ。)ごとに、総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均完成工事高の順）に配列し、等級の区分を設けている工事種別については高点順に等級及び当該等級における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定し、等級の区分を設けていない工事種別については、当該工事種別における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定する。
⑴　客観的事項（共通事項）
①　一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査の告示第一の一の１に規定する当期事業年度開始日の直前２年又は３年の各事業年度の希望工事種別ごとの年間平均完成工事高
②　経営事項審査の告示第一の一の２に規定する審査基準日（以下「客観的事項の審査基準日」という。)において建設業に従事する職員で経営事項審査の告示第一の三の１㈠から㈥までに掲げる者（以下「技術職員」という。)の希望工事種別ごとの数
③　経営事項審査の告示第一の三の２に規定する当期事業年度開始日の直前２年又は直前３年の各事業年度における発注者から直接請け負った建設工事に係る完成工事高（以下「元請完成工事高」という。)について算定した希望工事種別の種類別年間平均元請完成工事高
④　経営事項審査の告示第一の一の２及び３、二並びに四に規定する項目
⑵　主観的事項（特別事項）
①　令和４年10月１日の前日までの２年間における希望工事種別ごとの工事成績
②　令和４年10月１日の前日までの４年間における希望工事種別ごとの特別な工事の経歴
（建設コンサルタント等業務）
４に定める資格を有しない者については、一般競争（指名競争）参加資格がないと認定する。前者以外の者については、⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与し、希望業種区分（一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請に係る一般競争（指名競争）に参加を希望する業種区分をいう。以下同じ。)ごとに、総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均実績高の順）に配列し、当該業種区分における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定する。
⑴　申請しようとする日の直前の事業年度の終了日（以下「審査基準日」という。)の直前２年の各事業年度の希望業種区分ごとの年間平均実績高
⑵　審査基準日の直前の事業年度の決算における自己資本額
⑶　審査基準日における業種区分ごとの有資格者の数
⑷　審査基準日までの営業年数
（物品購入等）
４に定める資格を有しない者については、一般競争（指名競争）参加資格がないと認定する。前者以外の者については、一般競争(指名競争)参加資格があると認定する。

6　資格審査結果の通知
「有資格者名簿」の掲示により通知する。

7　資格の有効期間
資格認定の日から令和７年３月31日までとする。

8　その他
⑴　特定建設工事共同企業体又は設計共同体としての競争参加者の資格　特定建設工事共同企業体又は設計共同体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事又は設計共同体により参加表明できる業務ごとに別に公示する。
⑵　会社更生法に基づく更生手続開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い　建設工事の一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）は、各本部等の長が定める手続により再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。
⑶　合併等により新たに設立された会社等の取扱い　合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、各本部等の長が定める手続きにより再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。ただし、建設工事の当該申請を行うことができる者は、合併等後の経営事項審査を受けている者に限る。
①　合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社
②　親会社がその営業の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社